

平成 30 年 8 月 23 日
総合政策局運輸審議会審理室

「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(河北交通圏) に関する答申について

平成 30 年 7 月 18 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、指定することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 青木

(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[特定地域の指定に関する問合せ先]

自動車局旅客課 斎藤、石川、高津戸

(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)

(直通) 03-5253-8569、(FAX) 03-5253-1636

別 紙

【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

事案番号	指定する地域	期間	運輸審議会 答申
平30 第5017号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河北交通圏」	平成30年9月1日から 平成33年8月31日まで	指定することが 適当

国運審第33号
平成30年8月23日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会长 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平30第5017号

平成30年7月18日付け国自旅第81号をもって諮問された上記の事案について、当審議会において審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、河北交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河北交通圏」をいう。以下同じ。）を平成30年9月1日から平成33年8月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適當である。

理 由

1. 国土交通大臣は、河北交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に發揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、河北交通圏を平成30年9月1日から平成33年8月31日までの間、特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（法第3条の2第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）まで（以下「指定基準」という。）のいずれにも該当する営業区域について、

3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、

次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

河北交通圏は、所管局によると、平成28年度末のタクシー車両の台数の合計が841両で適正車両数の上限である678両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2. の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は32.0%であり、平成13年度と比較して20.7%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが50.2%と1／2以上である。
- (3) 人口が約40万人の枚方市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが15,165,249キロであり、前年度と比較して2.7%の減少となっている。
- (5) 平成28年度の日車営収が26,090円であり、平成13年度と比較して22.8%減少している。また、走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.072件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0556件を上回っている。さらに、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8.693件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.572件を上回っている。
- (6) 河北交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月31日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

4. 以上の状況に鑑みると、河北交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に發揮することが困難であるため、当該

地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が河北交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

- (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に關係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。